

【1 分解説】遺族基礎年金とは？

人財開発コンサルティング事業部 主任講師 永原 僚子

遺族基礎年金とは、国民年金の被保険者または被保険者であった人（年金受給者など）が亡くなったときに、その死亡した人に生計を維持されていた遺族に支払われる年金のことです。具体的には、生計を維持されていた「子のある配偶者」または「子」が遺族基礎年金を受給できます。遺族基礎年金の支給対象となる配偶者は、「子」がいることが絶対条件です。この点で子どもの有無にかかわらず支給対象となる遺族厚生年金と大きく異なります。

「子」とは18歳に達する日以後の最初の3月31日まで、または障害等級1級か2級に該当する障害の子は20歳になるまで、そして現在婚姻していないことが条件です。配偶者はそのような「子」がいない場合は遺族基礎年金を受給できません。また、遺族の年収が850万円以上で、その状態がおおむね5年以上続く場合は生計維持関係にあるとは見なされず、支給対象外となります。

遺族基礎年金の基本額は、2025年度価格では月額約69,300円が上限（1956年4月2日以降生の方）で、「子」の人数により加算があります。会社員や公務員が亡くなった時は先述の遺族厚生年金を併せて受給できますが、自営業者など国民年金にのみ加入していた方は原則遺族基礎年金だけが対象になります。このような制度の概要を理解し、将来に備えてライフプランを立てることが重要です。